

答 申 情 第 9 7 号

平成30年12月13日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成30年2月5日付け◎◎保健第13号をもって諮問のありました下記のことについて、  
別紙のとおり答申します。

記

専門機関の指導を受け組織的に決定した書面の公文書公開請求拒否決定事案 (諮問情第1  
56号)



(別紙)

## 1 審査会の結論

諮問庁が行った公文書公開請求拒否決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成29年12月6日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「自身の母（●●）に対する「専門機関の指導を受け組織的に決定した書面」等の全ての情報開示を請求します。「平成××年××月××日以降、請求する日までに決定された書面の全て」の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

(2) 諮問庁は、本件請求に対し、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年12月21日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

当該文書の存否を答えること自体が、当該個人に対する決定の事実の有無が分かることとなり、条例第7条第1号の非公開情報を公開することになるので、請求対象文書の存否を答えることができないため。

(3) 審査請求人は、平成30年1月4日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本通知書外で、『「虐待についての判断」となり、センシティブな情報となり「請求者を限定しない」という趣旨の公文書公開において開示できないこととせざるを得なくなりました』との文面を受取っています。御庁において「虐待」に該当すると判断いたしましたとの一方的な判断によって、母を3か月半確保拘束され、面会どころか話もできない状態が続いています。この間に御庁の担当者を通じて、幾度もその理由・趣旨をご質問しましたがご回答を得られませんでした。しかも今回公文書公開請求の指示を受けながら結果として拒否決定通知書を受取るに至っている。」というものである。

## 4 諮問庁の主張

弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

ア 審査請求人との経過について

当庁は、本件請求の前から、審査請求人の母親（以下「母親」という。）に関する虐待からの保護について、継続して審査請求人とやりとりをしてきた経過があり、その中で母親に対する処遇について、審査請求人に説明をしてきた。

イ 高齢者虐待に係る一般的事務について

当庁では、高齢者虐待（養護者（高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう。以下同じ。）による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。以下同じ。）に関する通報又は届出があった場合、速やかに、当該高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるための措置（以下「措置」という。）を講じている。

具体的には、養護者による高齢者虐待により、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者（以下「被虐待高齢者」という。）を一時的に保護するため、迅速に老人短期入所施設等に入所させる等、老人福祉法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定に基づき、適切に措置を講じている。

また、支援方針の検討においては、専門機関である弁護士事務所からの弁護士の派遣事業（専門職）を活用し、当該事業に係る弁護士とのケースカンファレンスを行い、専門的な立場から意見や助言を得ている。当庁では、当該意見や助言を含めて行うべき支援を検討し、組織的に支援方針を決定するため、措置決定書等の決裁を取るとともに、老人福祉法措置記録台帳等（以下「台帳等」という。）に記録している。

ウ 本件請求に係る文書について

（ア）本件請求書に記載されている「専門機関の指導を受け組織的に決定した書面」に該当する文書としては、上記4（1）アの経過も踏まえれば、主に措置決定書及び台帳等の老人福祉法関係の文書がある。この文書には、措置に至るまでの経過や今後の支援方針、支援経過などのほか、措置対象者の氏名、住所など、当該個人のプライバシーに深く関わる記載がある。

（イ）また、審査請求人は本件請求書において「平成××年××月××日以降、請求する日までに決定された「自身の母（●●）」に関する書面」とも記載していることからすれば、審査請求人が求めている文書は、上記（ア）の文書で、かつ、「平成××年××月××日以降、請求する日までに決定された「自身の母（●●）」に関する書面」とであると認められる。

(2) 本件処分について

ア 本件請求に係る文書が仮に存在する場合において、当該文書には、上記4(1)ウ（ア）のとおり、個人のプライバシーに深く関わる情報が含まれているのであり、これらは個人が識別され、又は識別され得るものであり、かつ、高齢者虐待に係る措置を受け

たという通常他人に知られたくない度合いが極めて強い、個人の機微に関する情報であることから、条例第7条第1号に該当するものである。

イ 本件請求に係る文書の存否を答えると、母親が高齢者虐待に係る措置を受けているか否かという事実が明らかとなり、このことが明らかになると当該個人のプライバシーを害することになることから、条例第9条第1項の規定により存否を明らかにしないことが適当であると考え、条例第10条第2項の規定により公文書公開請求を拒否したものである。

ウ なお、本件審査請求書の「審査請求の理由」に「本件については高齢者の養護者として（私は）すでに特定された決定があった旨を知った状態です。」と記載されているが、公文書公開制度における公開の可否の判断については、請求者のいかに問わず、客観的に判断するため、たとえ、当該情報を認知している者からの請求であっても第三者からの公開請求の場合と同様に、情報自体の性質に照らし合わせて判断しているものである。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び審査会での口頭意見陳述（追加の陳述書含む。）によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) ××/××/××以降御庁の担当者と mail 等による文書連絡をとりながらも、瑕疵ある指示に基づいて今回の拒否決定通知書を受取っている。さらに担当者から「個人情報開示請求」を改めて依頼されています。当該本人（母）は全く本事実を知らされない中で御庁の施設に確保拘束を受けていることと推測します。母に何らの情報を与えていない可能性が大きいと予想します。御庁による誤った判断を正そうとしない隠蔽とも思える行為です。京都市情報公開条例附則ならびに第1条にある目的に反した隠蔽を目的とした理由付であると解しています。

(2) 第7条第1号は「ある個人に関する情報であって、個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」とあります。本件については高齢者の養護者として（私は）すでに特定された決定があった旨を知った状態です。本件を解決するためには、一方的に判断決定されたその内容を公開頂かなければ、御庁の隠蔽によって、私共母子の絆を御庁によって断ち切られることとなります。従いまして本公文書公開請求拒否決定通知の審査請求を行うものです。

(3) 先ず、××月××日以降から現在に至るまで、私の希望は●●（以下母とします）

を、親と子及び家族関係の元における介護状態に戻してほしいということです。これまでの御庁担当者及び本件関係者との経過は、この希望と違った方向に進んでいます。##歳の母を、早く元の環境下に戻して頂けるようお願いします。今後の母の介護の方向性については、母の希望も聞きながら選択肢を考えていきます。今後も母と私と家族は、お互い寄り添った環境を保ち親子関係を続けていきます。

- (4) 弁明書の3. 審査請求に至るまでの経過について、記載ある部分は認識していますが、これまでに至る経過が欠落しています。母を拘束された関係者である以下の御庁職員

京都市◇◇区役所

■■■

京都市◇◇区役所保健福祉センター

▲▲▲

京都市◇◇区役所保健福祉センター

＊＊

氏に対して平成××年××月××日以降 mail 文書にて、本件を解決するべく交渉をしていました。この文面については、▲▲氏に提出を求めてください。文面は、××/××/××より××/××/××までの期間が存在しています。

その中の××/××/××の▲▲氏発信 mail と××/××/××の▲▲氏発信 mail を御参照ください。私は、この指示に従い各請求を申請したものであることをご確認ください。

また、平成××年××月××日付◇◇区長さまになりすました担当者の文書も合わせてご確認ください。

- (5) 私はこの mail にある御庁関係者により虐待者として「なかったことをあったかのように」偽られた虚像に仕立てられていることに、反論するために『これらの請求』をしました。

しかしながら、結果は弁明書に記載にあるとおりの経過となっています。本件について、早期解決を目的に諸所の手続きを行いました。公的機関による、非公開による隠匿、公開情報に反する秘密主義・「のり弁」公開、御庁関係者による保身等によって本件が長引いていると思っています。

- (6) 私は虐待をしていません。

従いまして「虐待からの保護について」はこれに相当しません。

「継続して審査請求人とのやりとりをしてきた経過があり、その中で母親に対する処遇について請求人について説明してきた」

⇒具体的な「やりとりと処遇」とは何をもって説明してきたと弁明されておられますか。

唯一のやりとりは、▲▲氏との mail 文書と××年××月××日の◇◇区区役所での話合いであったと認識をしています。

(7) 記載の「通報」については、御庁では通報者を特定できていますか（日時・通報者名等）。また、届出とは何を示しておられますか。これらについて御庁として確証があるのでしょうか。また、一時的に保護とありますが、既に6ヶ月が経過しています。

しかも、母と面会する事すら許されていない現況は、母を思う子としては辛い日々を送っています。唯一の証言者である母の口を封じている御庁の保身主義とする点です。

(8) 「支援方針の検討においては」以下の記載については、御庁の担当者による結論が最初にあった筋書きに沿った、偽った虚像に仕立てられた結果であり、その最初に錯誤が生じていると反論いたします。御庁関係者との話合う機会すら設けられていないことは、一方的な結論に対する反論すらもできていません。

(9) 弁明書の文書については、正当なご理解をいただいているとは思っていません。

(10) 平成××年××月××日に御庁関係者3名の方が、突然訪問され、その高圧的な姿勢と最初にあった筋書きに沿った内容でこれまでが経過しています。特に■■氏、▲▲氏については、私との問答の中で、母の環境すら知り得ない無責任な姿勢と何ら把握されていない状況での訪問されたことにはその憤慨を忘れられません。

(11) 平成××年××月××日の◇◇区役所内で、■■氏 ▲▲氏と話合いをしました。また、両関係者はこの会話の中の「一句」にスポットをあてておられます。前後の会話の重要性を顧みることなく今日まで至っています。

(12) 経過等については、公開情報が非公開になったこと、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書が「のり弁」であったため反論するすべがありません。

(13) 現在の母の生活環境については、御庁としてどう考えておられますか。私は、母が本件をすべて知りうる重要人と考えます。老いた母といえども本来知るべき権利を取り上げているのは、御庁の秘密・保身主義ではないかとの疑念を持っています。

母は自身が、

何故 老人施設に居続けなければならないのか？

何故 自宅に戻れないのか？

何故 多くの知人たちと言葉を介することができないのか？

何故 便りすらできないのか？

何故 家族と会うことができないのか？

何故 孫と会うことができないのか？

何故 夫のお墓参り行けないのか？

と思っているのではないのでしょうか。我慢強い母ののですが、寂しい思いをしていると思います。一人きりで。

これらは、すべて間違っただ方的な判断による拘束によって、長期間を経過させている御庁担当者等にあると考えています。

当時の母の体調が悪くなっていないこと、認知症全く進んでいないことを願っています。最初に前述したとおり、早期解決に向けての協議・ご協力をお願い致します。

- (14) 本件公聴会がどれほどの効果があるのか分からないが、現実的な問題として、母が平成××年××月××日より、京都市◇◇区の担当者3名によって、少し言い方が悪いが、拘束を受けているという認識を持っている。

一定期間内の保護は認められているかもしれないが、現在約△△日拘束されている状態である。認知症なので、介護の問題は別として、何とか母と元の生活のように会えるような手立てを打ってきた。

平成××年××月××日以降は、代理人をお願いしており、代理人から◇◇区と交渉してもらっているが、◇◇区の担当者はなかなか門戸を開かないという印象を持っている。弁護士の方も結構ボールを投げたが、返答がない。

結論的には、何とか母の状態を知りたいとか、5月の大阪北部地震があった時など、身の危険がなかったかどうか確認するようなときにしか返事がない。

やりとり、会話ができないという状態で△△日が過ぎた。まずは、発信文書の中身を全部、洗いざらい読んでもらいたいというのと、××月××日に◇◇区長から届いた文書があるが、捺印もない状態で担当者が深く掘り下げたような内容になって、区長が知り得ない情報が書かれている。これは成りすましになっているのではないかと思う。

- (15) ▲▲氏とのメールの中で、母親に対する虐待に関して、情報公開を請求しなさいということで情報を得た。その手続に則って、全て行った。一つは、公文書公開請求書。これは▲▲氏が言うには、「すいません、手続違いでした。」とのことだった。今度は個人情報開示請求をしなさいと言われた。このように全て▲▲氏の情報のままに手続をした。

これはなぜしたいかという、◇◇区が、母に対する虐待ありきで全て進めているためである。虐待ありきとして、なかったことをあったかのように言われることに対して、この請求をした。その結果、公文書公開請求に対して、拒否決定の通知書が出た。次に、個人情報開示については、のり弁状態で、何も中身は分からなかった。

- (16) 今回、審査請求をしたが、弁明書をいただいたのが3月で、同月中に返答して、口頭陳述依頼がいつ頃あるのか尋ねたのが4月である。そして本日を迎えた。非常に長い期間が費やされて、結果、母に会えていないというのが、これまでの一つの経過である。

これを聞いていただき、委員においては、非常に時間が掛かっているということがお分かりだと思う。元々担当者同士で話を進めていくべきことが、話を進められなかった



というのがここまで来た。

今回、この公聴会を開くことによって、どれだけ母に会うことができるのか、できないのかについて、どれだけ効果があるか私には分からないが、主たる目的は母と会いたいということである。この公聴会で文句をいうことが本当の目的ではない。ただ、色々な市の手続があるため、この口頭意見陳述に来ているが、どうも、この会議で話しても、事が進むのか自分には分からない。

- (17) 反論書に記載のとおり、私は虐待をしていません。したがって、虐待をしていないことに対して、御庁は、虐待の保護をされているので、まず根拠というか元々の位置が違うということである。

弁明書には具体的なやりとりや処遇が書かれているが、これらは何をもちて説明されたか、自分に対して説明いただきたいと思う。

弁明書に「通報」とあるが、通報については、自分に教えていただく必要はないが、御庁においては、何月何日誰から、どのような通報があったか把握しているか。これは、◇◇区の担当者にもしつこく言っている。当時の母のケアマネージャーにも言っている。具体的でない内容を言われても話にならない。結果、自分が思っているのは、これは結論ありきで先に事を進めた◇◇区の担当者が、自分の保身のために、行政の手続を経て、こういう経過にまで話をねじり曲げているという印象を持っている。

- (18) ××の××月××日に、自宅に訪れた3名は、高圧的な態度であった。インターフォン越しに「お母さんのことで話があります。ここで話していいですか。」と、無理やり住居に入るような脅かしがあったと思う。手法が間違っていると思う。この委員会において、もう一度、この3名に対して聞かれた方がいいと思われる。この態度はよくないと思う。

××の××月××日に、××月××日からのことで、■■氏と▲▲氏と◇◇区で面談をした。そこでの会話は、一応断ったうえで録音して、残している。最初から最後まで色々な話の中から御庁担当者は、一句だけにスポットをおいて話されている。この前後を無視されて、ここだけに話を合わせられている。これは非常に不合理な話であって、1時間から1時間半ほど話したが、非常に自分たちの手前勝手な理解をされている。

- (19) 弁明書の「本件処分について」では不当な点はないと言っているが、自分の主たる目的は、母を元に戻したい、会いたいということである。御庁の担当者による作為的な、保身的な、あるいは財務省の隠蔽工作のような改ざんのようなことをされている可能性がある。だから、このような情報公開を迫って、真を正したいという目的である。

主たる気持ちは、このことにあまりこだわっていない。母と会いたい。△△日を過ぎ、母は##歳を過ぎており、女性の平均年齢を超えていると思う。そこで、なぜ行政がボールを投げてこないのか、そこにスポットを当ててほしい。

(20) 本件の発端である、◇◇区役所または京都市による実母への「虐待」判定は、担当者による「捏造」であることを強く強調致します。

その後の行政手続きは、担当者等による自身の保身と担当者に付与されている権限を行使した「隠蔽」であることを強く強調致します。

これらの捏造・隠蔽に反論するためには、公文書公開を頂くとともに、個人情報開示の開示を頂かなければなりません。

弁明書にある本件請求に係る文書について、本件処分による違法性又は不当な点がないとの弁明文は、上記について行政全体として一連の捏造・隠蔽に加担することにもなります。

母の拘束・人身侵害が、△△日に及んでいることは異常な状態であることも鑑みご判断をお願いいたします。

## 6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

### (1) 公文書公開請求拒否決定について

一般に、公文書公開請求に対しては、当該請求の対象となる公文書の存否を明らかにしたうえで公開決定等を行うことが原則である。

しかしながら、当該請求に対して公文書の存否を明らかにしただけで条例第7条各号の非公開情報の規定により保護されるべき利益が損なわれる場合があり、そのような場合には、公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができる。

この公文書公開請求拒否の決定に当たっては、公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を条例第7条各号の規定の趣旨に照らして、具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常公開決定等により対応できる場合にまで、拡大解釈されることのないよう、特に慎重な判断を行う必要がある。

### (2) 本件請求に係る文書について

ア 審査請求人が本件請求で求めている文書は、公文書公開請求書を確認すると「自身の母(●●)に対する「専門機関の指導を受け組織的に決定した書面」等の全て」かつ「平成××年××月××日以降、請求する日までに決定された書面の全て」である。ここでいう「専門機関」や「組織的に決定した」事項とは、具体的に何を指しているのか、公文書公開請求書の記載からは直ちに明らかではない。したがって、この点について、以下検討する。

イ 諮問庁からの弁明書を確認すると、「当庁は、本件請求の前から、母親に関する虐待からの保護について、継続して審査請求人とやりとりをしてきた経過があり、その中で母親に対する処遇について、審査請求人に説明をしてきた。」との経過があることが窺える。

また、高齢者虐待に係る一般的事務については、被虐待高齢者に対する支援方針の検討においては、専門機関である弁護士とケースカンファレンスを行い、専門的な立場から意見や助言を得たうえで、組織的に支援方針を決定するため、措置決定書等の決裁を取るとともに、台帳等に記録しているとのことである。

なお、当審査会が事務局をして、諮問庁と審査請求人との間で行われた電子メールの写しを取り寄せて確認したところ、諮問庁から上記の高齢者虐待に係る処遇方針や一般的事務等についての説明が行われており、審査請求人はこれを踏まえて本件公文書公開請求書を記載したものと考えられる。

ウ これらに加えて、審査請求人からの審査請求書、反論書及び口頭意見陳述での主張を確認すると、いずれも、諮問庁が本件請求の対象となる文書として措置決定書及び台帳等を特定したことには、特に異論等は述べられておらず、これら本件請求の対象となる文書を所与の前提として、反論等が行われていることが認められる。

エ 上記イ及びウからすると、本件請求における「専門機関」とは、弁護士などといった、当該高齢者虐待に係る一般的事務において諮問庁に助言等を行う者のことを指し、「組織的に決定した」事項とは、当該専門機関からの助言等を受けて、高齢者虐待に係る支援方針について諮問庁が行った組織的な決定のことを指すものと解される。

オ 以上のことから、本件請求に係る文書とは、審査請求人の母親に関して、諮問庁が、弁護士などの専門機関からの助言等を受けたうえで、高齢者虐待に係る支援方針を組織的に決定したことが分かる文書で、平成××年××月××日以降のものであると認められる。

### (3) 本件処分について

#### ア 条例第7条第1号の該当性について

(ア) 本件処分に当たって、諮問庁は「本件請求に係る文書の存否を答えると、母親が高齢者虐待に係る措置を受けているか否かという事実が明らかとなり、このことが明らかになると当該個人のプライバシーを害することになることから、(中略) 公文書公開請求を拒否したものである。」と主張するので、条例第7条第1号の該当性について、以下検討する。

(イ) 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関

する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のうち公開しないことが正当であると認められるものが記録されている公文書について、非公開とすることを定めたものである。

個人のプライバシーに関する情報は、非公開とすべきであるが、プライバシーの概念、内容は、確定したものではないため、広く「個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るもの」を非公開の対象としたうえで、この条例の目的に照らして、非公開の範囲をできる限り限定し、公開請求する市民の権利を保障するという観点から、「通常他人に知られたいと認められるもの」という限定を加え、情報の内容に応じて、実施機関において個別的、具体的に判断することとされている。

したがって、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたいと認められない限り、実施機関には公開の義務が課されるものである。

また、条例においては、通常他人に知られたいと認められる情報については、請求者のいかに問わず、客観的に判断するため、たとえ、当該情報に係る本人からの請求であっても第三者からの公開請求の場合と同様に非公開とされるものである。

なお、条例第7条第1号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号の適用から除くことが定められており、非公開により保護される個人の利益と公開により保護される利益とを比較考量して、後者が前者に優越するときに適用することとなる。

(ウ) 本件請求に係る文書は、上記6(2)オのとおり、「審査請求人の母親に関して、諮問庁が弁護士などの専門機関からの助言等を受けたうえで、高齢者虐待に係る支援方針を組織的に決定したことが分かる文書で、平成××年××月××日以降のもの」である。

(エ) したがって、本件請求に係る文書の存否を答えることによって、少なくとも、審査請求人の母親という特定の個人に関して、高齢者虐待に係る支援方針の決定が行われているか否かという事実の有無が明らかになると認められる。

特定の個人に関して高齢者虐待に係る支援方針の決定が行われているか否かという事実については、当該個人にとって、一見して明らかに、客観的に通常他人に知られたいとしない事実であると認められる。

(オ) 審査請求人は、「本件については高齢者の養護者として（私は）すでに特定された決定があった旨を知った状態です。本件を解決するためには、一方的に判断決定されたその内容を公開頂かなければ、御庁の隠蔽によって、私共母子の絆を御庁によ

って断ち切られることとなります。従いまして本公文書公開請求拒否決定通知の審査請求を行うものです。」とも主張しているが、既に述べたとおり、通常他人に知られたくないと認められる情報については、請求者のいかに問わず、一般の感受性を基準として客観的に判断するため、たとえ、当該情報に係る本人又は関係者からの請求であっても第三者からの公開請求の場合と同様に非公開と判断されるものである。

このことに鑑みれば、審査請求人自身が仮に、本件請求に係る文書が存在することを了知していたとしても、当該文書の存在を了知しない第三者と同様に判断しなければならないのであって、審査請求人の主張は認められない。

他方で、当該情報が条例第7条第1号ただし書に該当するとの事情も見当たらない。

(カ) 以上のことから、本件請求に係る文書についての存否に関する情報自体が、条例第7条第1号に該当するものと認められ、諮問庁が本件処分を行ったことは妥当なものであると判断する。

イ なお、審査請求人は、本件審査請求において、虐待判定の適否に係る主張等を行っているが見受けられる部分があるが、当審査会は、公開決定等の妥当性について調査、審議する機関であって、これらの主張は、いずれも本件処分とは直接関係のないものであり、当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### (参 考)

##### 1 審議の経過

平成30年	2月	5日	諮問
	3月	5日	諮問庁からの弁明書の提出
	3月	30日	審査請求人からの反論書の提出
	10月	11日	諮問庁の職員の口頭理由説明（平成30年度第6回会議）
	11月	8日	審査請求人の口頭意見陳述（平成30年度第7回会議）
	11月	10日	審査請求人からの追加陳述書の提出
	12月	13日	審議（平成30年度第8回会議）

##### 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）